

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の募集に係る補足説明

総務省自治行政局過疎対策室

1. 募集対象者について

(1) 募集対象者

募集対象者は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4に規定する対象地域を有する市町村とする。

実施要綱第4(10)に該当する場合には、同(1)から(9)に準ずる地域であることを示す資料を提出すること。

(2) 交付申請額

1 地区（件）当たりの交付金の申請の上限額は1,500万円までとし、下限額は500万円とする。

ただし、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。

- ① 専門人材を活用する事業（2,000万円）
- ② ICT等技術を活用する事業（2,500万円）
- ③ 上記①+②を併用する事業（3,000万円）

※ ただし、上乗せ分は当該事業のみに充てることができるものとする。

【参考】

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

2. 募集する事業について

(1) 事業実施主体

実施要綱第2及び第3を参照のこと。

(2) 事業内容

実施要綱第5を参照のこと。

なお、本事業実施に当たっての目標・課題・対策（事業の概要、事業費、事業実施主体、実施年度）を記載した「活性化プラン」を必ず添付すること。

※ 都道府県においては、市町村が作成する事業実施計画が実施要綱の内容に沿ったものであるか十分ご確認ください。

(3) 本事業による交付対象となる経費の内容

過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱別表を参照のこと。

(4) 実施期間

本事業として実施する取組は、令和6年度中に実施可能なものとする。

3. 選定について

(1) 選定方法

外部有識者による審査を行い、その審査結果（評価）を踏まえ総務省自治行政局過疎対策室において総合的に判断し選定する。

(2) 評価項目

事業の評価は、以下の項目を基に総合的に行う。

【先進性】

- ・先進的な技術を活用した過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組であるか。

【市町村主体性】

- ・市町村において、集落ネットワーク圏が直面する課題(日常生活支援機能の確保等)を的確に把握し、当該課題の解決に向けた活動等の方針等を集落ネットワーク圏計画に反映しているか。

【住民主導性】

- ・地域住民自らが主体的に参画して企画・立案する取組であるか。
(事業者等への丸投げとなっていないか。)
- ・地域住民が主体の実施体制となっているか。
(行政主導となっていないか。)

【実現性】

- ・事業の実施計画が十分に練られ、実施可能な内容となっているか。

【継続性】

- ・次年度以降も継続して自主的・発展的な展開が期待できる取組であるか。

【実効性】

- ・集落ネットワーク圏の直面する課題に対して効果的な取組であるか。
- ・提案事業により基幹集落以外の周辺集落にも効果が波及し、集落ネットワーク圏全体の活性化に繋がることが期待できる取組か。

【適格性】

- ・集落単体で解決が困難な課題を集落ネットワーク圏で解決・補完する取組であるか。
- ・単なるイベントなど単発的な取組ではないか。
- ・施設の設置、維持・改修などハード的な経費が多くを占めていないか。
- ・委託費が多くを占めていないか、特段の理由なく再委託を行っていないか。
- ・光熱費や燃料費、備品など内部管理的な経費が多くを占めていないか。
- ・公序良俗に反するものではないか、特定の個人又は法人等に特別の利益を与えるものではないか。

4. 留意事項

(1) 適切な指導監督

補助事業者として、間接補助事業者が法令等に従い、事業の進捗管理を含めて善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行うよう、適切な指導監督を行うこと。

(2) 委託・再委託の取扱い

間接補助事業者から集落ネットワーク圏形成支援として実施する事業の全部若しくは大部を委託すること、及び委託先から更に別の委託先に再委託することは原則として行わないこと。なお、委託を想定している場合又は再委託を想定している場合は、当該委託又は再委託が特に必要である理由書を併せて提出すること。

(3) 事業の着手

事業の着手は、交付の決定を受けた日以降からとする。

このため、交付の決定前に着手した事業は、本事業の交付対象外となることに注意すること。

(4) 対象事業

本事業は、集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が行う「暮らし」を支える多様な主体の連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援するソフト事業である。このため、民間が所有する施設の改修が大部（交付対象事業費の30%を超えるもの）を占める事業は、総務省からの内示の際に減額の対象となることに注意すること。なお、市町村が所有する施設の改修は本事業の対象とならないので、併せて注意すること。

(5) 事業実施年数

本事業は、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動の「立ち上げを支援」するものであり、複数年度の取組を支援するものではない。このため、財源確保を含めて翌年度以降の活動の見通しについて、十分な計画を立てること。

(6) 「小さな拠点」の形成推進について

本事業は「小さな拠点」の形成・持続的運営を目的とした支援の一環でもあることから、活用にあたっては毎年度内閣府が実施する実態調査において適切に回答すること。また、形成後も市町村版総合戦略へ位置付けることを検討すること。

(7) フォローアップについて

事業完了後の状況について、フォローアップ調査を行う。

5. 提出書類

本事業の応募に際しては、次の様式等に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。なお、書類の提出に当たっては、下記の①～⑯の順に整理し、それぞれ指定のデータ形式で提出すること。併せて、①～⑯をPDFデータに変換し提出すること（①から⑯を一つのPDFデータに結合して提出すること。）。

様式			
①	実施要綱様式第1号	事業の概要	必須 (Word形式)
②	地区の現況図	共通様式(様式第1号)の添付資料	必須
③	市町村総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略	共通様式(様式第1号)の添付資料(提案事業が記載されている <u>該当部分の抜粋</u>)	応募市町村が策定した計画に、提案事業が記載されている場合に添付(データ形式任意)
④	認定地域再生計画	共通様式(様式第1号)の添付資料(提案事業が記載されている <u>該当部分の抜粋</u>)	応募市町村が策定した認定地域再生計画に提案事業が記載されている場合に添付(データ形式任意)
⑤	事業実施体制のイメージ図	共通様式(様式第1号)の添付資料	イメージ図を様式に記載しない場合に必須(データ形式任意)
⑥	事業実施団体の概要が分かる資料	共通様式(様式第1号)の添付資料 当該団体が活動を行うに至った経緯や、これまでに行ってきた活動の内容が分かるもの(規約、定款、会計書類等を含む)	必須(データ形式任意)
⑦	実施要綱様式第2号	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画	必須 (Word形式)
⑧	様式第2号別紙	概算事業費見積額	必須 (Excel形式)
⑨	事業費整理表 ※様式第2号別紙概算事業費見積額の補足資料	上限額1,500千円を超えて事業提案をする場合に、事業費の内訳を整理したもの	1.(2)①～③の事業を実施する場合に添付(Exce形式)
⑩	集落ネットワーク圏計画	様式第2号の添付資料 集落ネットワーク圏において行おうとする生活支援の取組や地域産業を振興する活動等の方針を取りまとめた市町村の計画	必須(データ形式任意)
⑪	活性化プラン	様式第2号の添付資料 本事業の実施に当たって、目標・課題・対策(事業の概要、事業費、事業実施主体、実施年度)を記載したもの	必須(データ形式任意)
⑫	実施要綱様式第3号	活性化プランに基づき取り組む事業の概要をまとめた資料	必須 (PowerPoint形式)
⑬	見積書	車輛、備品等の見積書	車輛、備品等で、多額を占めるもの(おおむね50万円以上)がある場合に必須(データ形式任意)
⑭	委託又は再委託を必要とする理由書	委託先、委託費、委託する事業内容(見込み)及び委託しなければならない理由について記載したもの ※再委託の場合も同様	必須 (Word形式)
⑮	防災対策についての確認(別紙)	事業を実施する地域(範囲)において防災の観点から問題がないか確認するもの	必須 (Word形式)
⑯	目標達成評価シート	複数年度(概ね3ヵ年程度)にわたる事業の目標、成果を確認するもの	必須 (PowerPoint形式)

※ 交付申請時の提出書類については、内示後に別途連絡します。